

J H F 理事会議事録

日 時： 2005 年 4 月 20 日(水) 13：00～17：30

場 所： J H F 事務局会議室（文京区春日 2-24-11 春日 Shima ビル 8 F）

1. 議長・議事録作成及び署名人指名

議長：中島吉徳 署名人：大沢 豊、松田保子

2. 定足数確認

出席者：出席【理事】朝日和博（第 4-1 号議案迄） 荒井健雄 大沢 豊 菊池守男
北野正浩 下村孝一 城 涼一 関谷暢人 松田保子
西ヶ谷一志（第 4-2 号議案から）

【監事】對馬和也

（出席理事 11 名、欠席理事 0 名。今理事会は定足数を満たし成立した）

会長挨拶の後、審議に入った。

議長 有給理事廃止について先に決めないと、予算案を審議できないので、順番を、5 号、2 号、3 号、1 号、4 号の各議案の順に進めます。

審議 4－5 有給理事の廃止について

議長 常任理事会から有給理事の廃止を求める提案が出ています。このことについて、説明をお願いします。

菊池副会長 現下のように予算が緊迫している状況では、理事の有給を 4 月までとせざるを得ない。理事会として、正式に審議の上、採決して頂きたい。

朝日会長 4 月までとすると、今日は 4 月 20 日なので、後 10 日しかない。通常は 1 ヶ月前に通告するのが原則であり、そうでない場合は 1 ヶ月分の給料を払うことになる。法律に基づいた手続きを取るべきである。

荒井常任理事 前回の理事会(3 月 28 日)に本人に通告している。

下村理事 理事は、会社で言えば役員。役員には 1 ヶ月の規定はない。

議長 既に常任理事会で通告がされたということです。他に意見が無ければ採決します。

採決の結果、理事有給の 4 月末廃止について【賛成 7 反対 1 棄権 0】で可決した。

賛成： 荒井、大沢、菊池、北野、下村、城、松田

反対： 朝日

審議 4-2 共済会運営について

(JHF 共済会廃止の決定を求める)

議長 下村常任理事からご説明願います。

下村常任理事 廃止の理由は、加入者の見込みが大きく違ったということ、2年目以降の増加も期待できない、これは前回の理事会でお叱りをいただいた件です。3番目として、基本保障を二分の一に縮小するとしても、財政的負担が大きい。

更に共済に投じる資源を、他の普及事業に集中したいということで、廃止の方向になった。

城 理事 共済事業についてももう一度整理した上で、この議案を審議すべきである。確認したいことは、共済会の組織、主旨、目的、JHF 事業における位置付け、事業計画書、収支報告、2005年度の契約を、いつ誰が更新したかについてご説明願いたい。

下村常任理事 法人で共済会を持っている団体もあるが、JHF としては収支を混同しないため別組織でやって欲しいということだった。設立の主旨は、一般フライヤーから、いつでも何処でも適用される保障制度に対する要望が多く寄せられていた。また共済がある程度の規模になると、それからの収益で、JHF の事務経費等を捻出できるのではないかとということもあった。JHF にとっての位置付けは、本来事業そのものと考えていいだろう。計画書については、2004年度の内訳、計画等あるので、後で見てください。2005年度に関しては、基本保障を半分にすることで予算が組まれており、3月総会で認められた。但し補正予算で、この部分を変更することも出来る。

城 理事 相手方への基本保障変更通知はいつか？

関谷理事 3月22日に代理店にメールで申し出をしている。30日にこれでいけるという連絡が来ている。

議長 契約者は？ 再共済の契約書はあるか？

城 理事 3月28日常任理事会で、大沢常任理事の質問に対し、共済会会員の見込みについて、特に事前調査はなされていなかったという説明だったが、その通りか。

関谷理事 実際に、愛好者、役員、委員を含めてそういう声があった。そういう生の声で、ニーズがあると考えた。特別な調査はしていない。

大沢常任理事 下村常任理事の前の担当は？ 西ヶ谷理事がそれをやっていたのか？

西ヶ谷理事 元々ハングの保険がなく、またパラについても保険会社から断られる等の状況があり、愛好者を守る為にJHFはなんらかの保険を用意しないといけないという強い認識があった。理事会として、長い間の懸案事項と了解している。私も個人的に同じ考えで、色々な保険会社を当たってきた。JPAが扱っている富士火災ともお付き合いがある。いい方法がないかと思案していたところ、ロイズと再契約することで、何とか活路を見出す方法を学び、実際に関係する人達と会い、企画書を作りJHFに提案した。そこまでは個人でやった。

荒井常任理事 パラの保険が断られたということだが、具体例を上げて頂きたい。

西ヶ谷理事 新規と事故率の多いスクールに関しては契約が更新出来なくなった例がある。私自身、ある生命保険会社から、パラライダーが趣味だと申告したら拒否されたという経験がある。

下村常任理事 共済を始める時、一般の保険会社で見積りを取った。今は手元にはないが、年間数万円という高い額であった。

関谷理事 私も更新できなかったというスクールを3ヶ所知っている。

荒井常任理事 私のスクール保険は、年間8千円程度で、死亡1千万、障害1千万、入院4千円、通院2千円、それで1年間どこで飛んでも適用になる。1日保険は270円で、それと同じ内容が保障されている。余りにも共済会の内容がおかしいので、同じ保険会社で見積らせている。保険会社が引き受けないというのは間違いだ。

議長 西ヶ谷理事はJHF共済会の理事になっているが、JHF共済会はJHFと別団体という認識で入っているのか？

西ヶ谷理事 共済会提案者として言えば、JHFという組織のリスクマネジメントの為に、共済組織を実態として分けるべきだと考えた。その方が総会にも説得しやすいというJHF理事会の意向でもあった。13条3項の問題はどこにもない。

荒井常任理事 もし別組織であるならば、負債が残った場合、誰が保障するのか。何故JHFが負債を肩代わりしなければならないのか。

朝日会長 JHFのために共済会を作った。形としてはJHFと分けているが、負債の責任はJHFにある。

城 理事 下村常任理事の説明では、JHFの主たる事業という説明だったので、責任はJHFが負うことになる。そう認識の元に実施したのか。組織としてはリスクマネジメントの為に別にしたということによいか。

朝日会長 そうだ。

議長 今回の確認を関谷理事にもお願いする。

関谷理事 朝日会長、西ヶ谷理事の意見と同じで、JHF 会員のための保障事業として、スタートしている。運営上は別組織と認識している。

城 理事 確認だが、JHF から共済へ長期の融資がある。それから援助金、支援金として 900 万くらいあるが間違いないか。

下村常任理事 フライヤー会員の為の基本保障であって、共済に対する支援金ではない。

大沢常任理事 共済会を立ち上げる為に、加入者の掛け金だけでは受け手が無かった。1000 万円近くのお金を、JHF から上乗せしなければならない状態で、どうして止めようと思わなかったのか。上乗せした 1000 万円が赤字の元である。今年はそれを半分とは言っているが、その辺の経緯をどう決めたか説明願いたい。

関谷理事 再共済を請け負ってもらう条件として、人数ベースで言えば 3000 人、金額ベースで 3000 万円というハードルがあった。その時、任意保障だけで 3000 人の確証がなかった。そこでフライヤー会員に対して 500 円の基本保障を掛けて、人数の部分でその条件をクリアし、再共済の引き受けをして貰った。

大沢常任理事 その時点でこれはとても見込みが無いとは考えなかったのか？

朝日会長 当初は、任意共済加入者は少ないが、将来的にはかなり人数が増えるの見通した。そこに持っていくまでに、基本保障を付ければ、フライヤーに対するサービスにもなること、順調に行けば基本保障は無くしても良いと思い、決断した。実際の加入者は、予想よりはるかに少なかった。その原因は、周知の仕方が足りない、入りたいと思っても話が進まないということで今になった。

議長 ここで 10 分間の休憩を取ります。

…休憩…

議長 重任理事は、共済会役員に就任しているので、利害が抵触する。従って先程の理事有給の廃止を審議した時と同様、退席していただき、その後に、JHF 共済会を続けるかどうかの審議をします。

(朝日会長が利害抵触の立場にあるか等、それぞれに主張は有るものの、議事進行のため一

且退出することになる。)

…共済会関係者退場…

議長 それではJHF共済会の廃止について審議します。ご意見をどうぞ。

大沢常任理事 まず共済会の経営内容を正確に把握しなければならない。
最終的にいくら損失になるのか。昨年度の基本保障掛け金が1千万円、今年度分の基本保障500万円をプラスしたお金。この場合は7月で切ると結果的には4分の1で済むことになる。業務委託費の270万は、一応JHFの予算では未収金として計上されるものの、それらを合計すると相当な額になる。そういったことを確定しないで、いきなり諦めるのはもったいない。

城 理事 過去の損失額を確定する作業はしなければならない。それと同時に、朝日会長も荒井常任理事の発言に対し、もしそういうデータが入手できていたら、共済会はやらなかったと発言している。これはまさしく設立時において、合理的な資料、調査に基づく予測さえなかったということを裏付けている。従って、その責任を明確にし、総会で報告する義務がある。文部科学省にも報告しなければならない。

松田理事 今求められているのは、共済会の廃止についてである。責任云々のことについていうなら、新たに議案として提出しなければならない。

議長 共済会の廃止については当然採決するが、その後の責任問題に関して、別の日か、あるいはこの場で引き続き責任問題を討議するのか、ご意見を願いたい。

菊地副会長 責任を明確にすべきだ。

城 理事 お金を返して貰うとか、人事を変えるとか具体的な形で示さないと、責任を取ったことにはならない。

議長 共済会を廃止することについてご意見をどうぞ。

荒井常任理事 他団体であり、責任が取れない者が、廃止するかどうかはきめられない。我々にできることは、資金提供を止めることだけである。しかも早急に。

大沢常任理事 それによって、JHFが不利益を蒙ることはないか？ 社会的信用とかJHFが関与していた事実も考慮しなければならない。

荒井常任理事 可能な限りという条件だから問題は無い。

議長 JHFは共済会に対して、可能な限り早急に資金提供を取り止めるということにつ

いての賛成の方挙手を願います。

採決の結果、【賛成6 反対0 棄権0】で可決した。

賛成： 荒井、大沢、菊池、北野、城、松田

参考意見：賛成 議長中島

議長 共済会をJHFが推奨しているかの印象をもたれては困るので、共済会に対してJHFという名称を使用することは勿論、施設など一切貸さないことを確認事項とするので、挙手を願います。

…テープの録音が出来ていませんでした…

荒井常任理事 資金停止後は、次はそれをどう回収するかという問題がある。共済会は他団体だから、未集金・貸付金をどのように返済して貰えるか聞くべきである。

城 理事 少なくとも関係理事には、JHFに対する債務を返済するよう口頭で請求する。同時にJHF共済会にも同様の通知をすることが第一段階として考えられる。

荒井常任理事 一人一人意見を言って貰ってはどうか？

北野理事 お金が無いなら無いで、それなりに予算を編成するしかないとしか考えてなかったもので、まだ整理がつかない。

大沢常任理事 ここまで話し合うことを予定してなかった。

松田理事 私も6月総会に向けて、予算案をきちんと作ることにしか考えてなかったので、どのように責任追及をするか今すぐには言えない。

議長 回収不能としても、JHFの利益を守るために、旧理事に請求します。また一般会員に分かり易いように、関係する理事は三役をおりて頂く。もし降りないなら、法的な手続きをしなければならない。

城 理事 予算を編成することも大事だが、借金をどうやって回収するか決めないと、将来の計画が立てられない。未収金として放置しておく、今迄のJHF共済会による損失を認めることになる。「損失を請求する」と、それぞれの名前を議事録に残しておかないと、その損失を認めたことになる。それは我々に類が及ぶということだけでなく、JHFの財産、フライヤー会員の財産、JHFに対する忠実義務に反しますから、きちんと結論を出すべきである。

松田理事 フライヤー会員、正会員に事実を知らしめ、これからこのように対処したいということを明確にするべきだと思う。

議長 会長が留任したままでは、責任を明確にしたことにはできない。
少なくとも口頭で「返して下さい」「三役からは退いて下さい」と言うことが私の提案です。
応じなければ、JHFの予算で、訴訟を起こす。

荒井常任理事 もし三役を降りると言ったら、訴訟をしないということか？

城 理事 それは出来ないと思う。それを許すのは総会である。私たちは連盟本体に対しての損失を回収するために訴訟を準備するだけ。訴訟を遂行、継続していくかは総会の決定に委ねる。

松田理事 フライヤーの意思で作った連盟の中で、訴訟が起きるということは、対外的にどのような影響を与えるか懸念する。

城 理事 これを放置した場合、連盟内の自浄作用が全く働かないとして、文部科学省から見られる。文部科学省も、刑事上の責任が発生している場合は告発する義務がある。その時は、損失を回収する努力をしない私たちにも責任が生ずる可能性がある。その意味でもこの件は連盟本体の為、自分自身を守る術として考えなければならない。

議長 ここで、審議の焦点を明確にする。新理事の総意として、まず過去の共済会関係理事に対して損失を口頭で請求いたします。

松田理事 共済会に対してですか？ 過去の理事会に対してですか？

城 理事 共済会というのは、総代と共済会理事です。共済設立を承認したJHF理事も含まれている。

議長 議事録を精査した上で、責任があると思われる方には口頭で損害金を請求する。また関係するJHF理事には、三役から降りることを口頭で伝える。応じない理事には、JHFから損害賠償訴訟を提訴すると話します。今日はお考え下さいということでお話ししようと思います。

城 理事 三役の件に関しては今日決めていただいた方がいい。理事会体制の問題がある。

荒井常任理事 それでいい。

大沢常任理事 その場で即答することは無理ではないか。

城 理事 次まで考えていただいてもいいが、はっきり言うべきである。

議長 では、挙手をお願いします。

採決の結果、【賛成6 反対0 棄権0】で可決した。

賛成： 荒井、大沢、菊池、北野、城、松田

議長 この後は、退席した理事に戻って頂き、休憩の後に始めます。

… 休憩 …

議長 共済会についての決定をご報告させていただく。

まず、JHF 共済会の廃止については、JHF 共済会自身が別団体なので、私達が決めることではない。JHF は、共済への資金を可能な限り早い段階で停止させていただく。その後も共済を続けるのであれば、JHF と同一団体と疑いをもたれるような名称はやめていただきたい。事務所もお貸し出来ません。それから JHF からの貸付金の返済を請求します。同時に損失に関し、口頭での請求を致します。正会員並びにフライヤーに対する説明責任を明確にするために、関係する理事の三役からの辞任を、併せてお願いする。長時間に渡りお待たせしましたが、そういうことなので了解願いたい。以上で、次の予算に移りたいのですが…

朝日会長 共済会設立は、JHF 理事会で決めたことである。それは総会でも承認されており、最終的に JHF で責任を持ってもらわなければならない。今の説明は、共済会を別団体として扱うことを、JHF で決めようということか。

議長 今回新たに理事に就任したが、過去の理事、監事の方々が言い、生ぜしめた損失に関して、新理事は責任を負うことはできない…

對馬監事 総会での意思決定を覆すことは出来ない。今後は共済を止めるということは理事会で決められるが、過去の事を無かったことにすることは出来ない。損失が生じているということは、2004 年補正予算で報告済みである。貸付金も JHF の決算で、支出として計上している。

西ヶ谷理事 緊急動議を提出する。JHF 事業として共済を決め、その運営のために共済会という別組織を作った。その理解が無く、別組織だから切るという発想は間違いなので、そこにもう一度戻って議論をしていただきたい。

城 理事 共済会は JHF とは別組織である。JHF のリスクを回避するためには、共済に係った理事が退席しないと適正な議論が出来ない。

下村常任理事 設立は理事会で決め、存続を議論するときには、別団体なので利害が反するから外れると言うのは無理がある。先程は、審議がスムーズにいけばというつもりで退席したが、この審議のやり方には矛盾がある。

議長 代表で新理事の総意を伝えたが、ご本人達を前にむつかしい面もあるかとは思いますが、新理事で付け加えることがありましたらどうぞ。

西ヶ谷理事 一応動議という形でリセットしていただきたい。私達が退席する前の状態に戻すべきだ。もし話が長引くのであれば、今は保留にしておいてもらっても結構である。

城 理事 先程對馬監事は、過去は変えられないと言っていたが、それは違うと思う。過去のことが現在に至っている。例えば今ある JHF の債権、これをこれからどうするか話し合うことはできる。それが出来ないと言うことはおかしい。現在に至って、いろんなことが明らかになってきて、事業計画も無くスタートしたということがはっきりとわかった。さらに利益相反で退席してもらうことが、間違いだと言う理由をはっきり述べて頂きたい。

對馬監事 共済会は、JHF の意向として事業をやっただけで、利益が相反するようなことはない。

議長 議事に戻ります。西ヶ谷理事の動議を採決して宜しいでしょうか。

城 理事 元来が不適切な動議と思うが、時間がもったいないのでどうぞ採決願いたい。

議長 では採決します。 JHF 共済会が JHF と経営上一体かどうかについてもう一度話し合う。但しその話し合いは別の日に行うことについて挙手を願います。

採決の結果、【賛成 6 反対 2 棄権 2】で可決した。

賛成：

議長 では共済会の件については、西ヶ谷理事の提案どおり改めて議論をすることになりました。続いて 3 号議案は時間がかかるので、1 号議案の担当理事について審議します。

第 4-1 号議案 2005 年度理事会体制について

議長 審議の方法について、ご意見がありましたらどうぞ。

関谷理事 それぞれ名乗りを挙げて頂いたのはよいが、コーディネーター(推進役)を決めておいた方がいいと思う。それでないと責任持って進めない。

朝日会長 私の提案を言います。まず広報出版部、ここのリーダーは松田理事。中島理事、西ヶ谷理事は担当理事として、そのまま名前を明記します。

議長 私の意見は、担当して頂くことに依存はないが、西ヶ谷理事と松田理事の名前は表向きにはしないということ。

採決の結果、朝日案【賛成5】、中島案【賛成2】、【棄権3】
で、朝日案が決定された。

松田理事 私が担当のフ라이어会員相談室というのは微妙に違う。これは事務局がフ라이어会員にとってスムーズに対応出来るようにということです。個人情報の件もあり、事務局のお手伝いをしますという意味です。相談室ではありません。

荒井常任理事 このメンバーで良いかどうかだけ決めて、後はその中でリーダーを決めればよい。

朝日会長 では広報出版部だけを決めて、後は荒井常任理事案で行きましょう。

議長 それでは別表のメンバーを承認し、その中でリーダーを決めるという荒井案について採決します。

採決の結果、【賛成9 反対1 棄権0】で可決した。

西ヶ谷理事 PG 競技委員会担当の推進役は私になりました。

議長 推進役が今決まるのであれば…予算編成は菊池副会長、国際技能記章推進室・北野理事、表彰担当・下村常任理事、CIVL 海外室・北野理事、HG 競技委員会・大沢常任理事、補助動力委員会・菊池副会長、教習検定委員会・荒井常任理事、安全性委員会・城理事、制度委員会・城理事で決まりました。ありがとうございました。

第4-3号議案 2005年度補正予算（案）について

議長 次に補正予算案について審議します。荒井常任理事から説明願います。

荒井常任理事 この予算を作成したときは、5百数十万が繰り越せる予定だったが、引越しの予告期間が6ヶ月必要である、家賃保証金の返済が1年後にしか返ってこない等が解り、結局150万円程度しか繰り越せない。そのため運営基金積立金は500万円プラス150万円で650万円程度しか確保できないことになった。本来は最低でも1600万積み立てる必要がある。

西ヶ谷理事 JHF レポートで、賛助会員以外にも広告をお願いすれば、50万円程は収益を見込めるのではないか。

JHF レポートは15,000部は発行される。一般専門誌は1頁広告を出せば10万、20万を取る。それらは発行部数はそれほど多くない。そういう意味では1頁20万円程度の価値は十分あるので、2万とか言わず、最低8万とか10万とかの広告料を取れば収入を増やすこと

は可能である。

大沢常任理事 そのために担当を決めておかないと動かない。

荒井常任理事 それは是非実現すべきだ。委員会毎の予算についても、こういう状況だから担当理事は責任をもってコントロールして頂きたい。

議長 それでは補正予算について、荒井常任理事案に賛成の方挙手を願います。

採決の結果、【賛成 7 反対 0 棄権 2】で可決された。

對馬監事 運営基金積立金はいつ積むか決めて置く必要がある。お金が足りなくなって、3月末に積みなくなっても、補正予算は総会でないと承認できない。その時は、法的拘束力が伴う。

下村常任理事 5月から毎月40万円積み立てて、残りを来年3月に積む。どうしても資金繰りがつかない時は、理事会でもう一度話し合うことにしたらいい。

議長 運営金積み立てについて、いまの下村案に賛成の方は挙手を願います。

採決の結果、【賛成 8 反対 0 棄権 1】により可決した。

賛成： 荒井、大沢、菊池、北野、下村、城、関谷、松田

棄権： 西ヶ谷

對馬監事 今期は540万円を運営基金に積み立てるが、状況によっては、理事会決議によってゼロまで減額できるということを総会で承認をとった方がよい。

下村常任理事 全額ではなく、540万円の1/2を限度として予備費に繰り入れることができるとしてはどうか。

議長 下村案に賛成の方は挙手を願います。

採決の結果、【賛成 8 反対 0 棄権 0】で可決された。

第4-4号議案 個人情報保護方針及び個人情報保護規程について

議長 松田理事から説明願います。

松田理事 前もってお手元の規定案を読んでいただけたことと思う。4月1日から個人情報保護法が施行されているので、出来るだけ早く正式決定をお願いしたい。

議長 この件は前回からの継続案件なので、既に十分検討して頂いたと思います。
賛成の方は挙手を願います。

採決の結果、【賛成8 反対0 棄権1】により可決した。

賛成： 荒井、大沢、菊池、北野、下村、城、関谷、松田

棄権： 西ヶ谷

議長 その他報告事項の前に、4-2号議案の共済会運営についてですが、損害金の回収と、共済会関係理事の三役辞任について要望したが、期限を決めてなかった。何時までに返事をいただけるでしょうか。

西ヶ谷理事 その件についてはリセットしたという認識です。要望内容を取り止めて、最初から議論し直して欲しいということで、先程決議された。

大沢常任理事 私の認識では、新理事の要望は決議ではない。

松田理事 決まったことは、共済会に追加の資金を出さない。共済会廃止については、別団体なのでJHF理事会では決議できないということである。その他は要望である。

議長 テープを確認して頂きたい。損害金を返還せず、三役を降りないことが確定した段階で民事訴訟の手続きをすることを決めた。最終的に提訴するかどうかは総会で決めるので、その判断のリミットを決めなければならない。

大沢常任理事 法廷で争うことまで、理事会で決めた認識はない。

北野理事 私も大沢常任理事と同じ意見である。

松田理事 訴訟は前提ではない。要望としてでたのは、三役を降りることを要求する。応じない場合は訴訟も辞さないが、最終的には総会に委ねる、あくまでも訴訟は前提ではないということです。

荒井常任理事 もう遅いから、来月12日にまた話し合しましょう。

議長 時間がないので、よく考えてきて頂きたい。

松田理事 この件がはっきりとしない限り、議事録に署名は出来ない。

荒井常任理事 今迄の話し合いが全部反故にされては困るので、一項目だけ抜いてサインして下さい。それから次にどうするか考えればいい。

松田理事 では 4-2 号議案の共済会運営を保留にします。

議長 テープに保留にしてくれという事実は残る。報告事項をどうぞ。

報告事項

松田理事 JHF ドメインについての報告及び提案。ドメインは金高さんが個人的に取得したものなので、譲る意思はない。但し JHF が継続して使うことには何の問題もないので、どうぞお使い下さいとのことでした。

JHF はお金も体力もないので、体力を回復した時点で、新しいドメインを取得するかどうか検討した方がよいと思います。

大沢常任理事 常任理事会では、3,000 円でドメインを取得するということがあったが。

西ヶ谷理事 常任理事会では、ドメインを譲ってもらえない限り、新しく取得しようということだった。ノーであれば、新ドメインの取得を理事会で話し合わないといけな。そのメリット・デメリットを提案してもらえばいいのです。

松田理事 それでは新しいドメインの取得をどなたか理事会に提案して下さい。

大沢常任理事 12 日にやる理事会に提案してもらえればいいでしょう。

松田理事 それと安全の呼びかけですが、早急に行いたいと思います。方法は、正会員・委員、事務局で把握しているスクールとエリアの管理者、サーマルネットの登録者に DM を電送します。できれば一両日中に実施したい。

菊池副会長 一昨日文部科学省に行って来ました。詳細を報告いたします。13 条 3 項の件については、城理事から説明願います。

城 理事 連盟が設立当初に文部科学省に提出した文書(念書)があります。そのために定款 13 条 3 項を削除、或いは変更することは出来ないということでした。また民法 71 条即ち、設立許可の条件に違反することは出来ないという条文に抵触するとの説明でした。設立許可の条件は、連盟が公益法人として存続している以上は、未来永劫変えることは出来ない。従って 13 条 3 項は、時間をかけても変更することは出来ないとのことでした。今迄、理事会が正会員に対して、時間をかければ認可してもらえると説明は誤りです。それは面談の結果として分かりました。設立時に提出した文書は、全会員に公開すべき文書です。

議長 次に行きましょう。

協議事項

菊池副会長 西富士の衝突事故は、広範囲な問題を含んでいる。一番の問題は救助に何時間もかかり、結局レスキューを頼んだ時には、暗くなってヘリでの救助は出来ずに、一晩マイナス10度の中にパイロットは置かれてしまった。その理由は、この間の河口湖での事故報告と一緒に、要は大丈夫だと思ってレスキューを頼まなかった。それに対してどうしたらいいかというアドバイスを私は付けています。

その他、安全性委員会が今、ロックして機能していないので、その対応について提案をしているので協議いただきたい。

協議の結果、連休明けに、安全性委員会を開催して、話し合うことになった。

議長 その他、急ぎの案件がありましたらご提案下さい。

大沢常任理事 新事務所について、移転の通知だけはしないといけない。

菊池副会長 では半年後に移転することに賛成の方、挙手をお願いします。

採決の結果、【賛成7 反対1 棄権1】で可決した。

賛成：

副会長の辞任

菊池副会長 私は、先週の常任理事会の意向に反して、城理事を文部科学省に同行させ、私の不足の部分を補って貰いました。その責任を取って副会長を辞任します。

(議長に提出)

議長 この通りいただきました。この取り扱いについてご意見をどうぞ。

西ヶ谷理事 会長がいる次回理事会で協議しましょう。

議長 では次回理事会で協議することと致します。

西ヶ谷理事 IPPI カードのインティグレート版について考えています。

JHF 改革の一環として、理事会として色々とアピールしていかなければならないと思います。例えば組織の名称変更、技能証が国際ライセンスになる、登録する制度が強化される等ピアールするためにデザインをしたいのですが。

松田理事 JHF の事業と FAI の事業を一緒にするわけですから、そこをきちんとしないといけない。まずは FAI にコンタクトを取っていただきたい。

北野理事 偽造になってしまつては、FAIに失礼になる。

松田理事 JHFはNACである日本航空協会の傘下の正式の団体です。キチット承認を得た上で、正々堂々とやるべきです。正会員の意見も募るべきでしょう。

議長 事務局はどのくらいで対応できるか？

添石事務局長 許可を得るには相手がありますが、2週間位です。あとはDECADEの変更が1月位、署名が必要になりますので、そのカードに署名が出来るかどうか技術的な問題を検討しなければなりません。検討すべき内容についてはあまり時間はいらぬかも知れないが、しかるべき担当者と相談をしなければならない。

議長 モーターパラグライディング選手権立候補については文書理事会で諮ります。今日の理事会はこれにて終了します。長時間に亘りご協力有難うございました。

この議事録が事実と相違ないことを確認し署名する。

議長

(中島 吉徳)

署名人

(大沢 豊)

署名人

(松田 保子)

議事録作成：桜井 加代子